平成２１年（フ）第１６８３号
京都市中京区姉小路通岩上西入樽屋町454番地
債務者　藤プランニングこと　伊藤　　望
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９４号
京都市中京区油小路通御池下る式阿弥町137番地３　御池ロイヤルマンション３―Ｂ号
債務者　吉村こと　米田　澄子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１７９５号
京都府宇治市大久保町旦椋65番地の１　府営西大久保団地11棟503号
債務者　山田喜美代
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８０７号
京都府宇治市木幡西浦58番地　ベル・ヴィ西浦609号
債務者　柳瀬　　泉
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８２４号
京都市南区上鳥羽南中ノ坪町108番地
債務者　田中　一子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第８３１号
堺市北区百舌鳥赤畑町１丁６番地１　ヴィラ三国ヶ丘Ⅱ309号
債務者　清家　蔦子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０５３号
大阪府南河内郡河南町山城662番地シャローム内田山城303、住民票上の住所堺市東区西野189番地14
債務者　清家　義明
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１０８３号
堺市西区浜寺船尾町西２丁79番地１　浜寺団地１棟６号
債務者　佐藤　愛子
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１１８４号
大阪府松原市立部５丁目４番１―1406号
債務者　上野　和三
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第１２４８号
大阪府河内長野市南花台３丁目２番12―301号
債務者　髙木　愛香
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２１年（フ）第５９８号
奈良市五条畑１丁目18番９号
債務者　池田　悦子
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６１９号
奈良県生駒市小瀬町720番地６
債務者　遠藤　克一
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６５５号
奈良県桜井市大字谷928番地
債務者　西村　義隆
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６６３号
奈良県天理市嘉幡町310番地15
債務者　大佐々節美
1　決定年月日時　平成21年10月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
奈良地方裁判所

平成２１年（フ）第６４８号
大分県臼杵市大字諏訪1609番地の４
債務者　東　　美紀
1　決定年月日時　平成21年10月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月８日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２１年（フ）第６８４号
盛岡市東見前９地割36番地12　ミューゼヒロＣ３―101号、旧住所盛岡市三本柳22地割79番地１　レオパレス風道１―205号
債務者　菊地　　智
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２１年（フ）第６８５号
盛岡市東見前９地割36番地12　ミューゼヒロＣ３―101号、旧住所盛岡市三本柳22地割79番地１　レオパレス風道１―205号
債務者　瀬川　幸枝
1　決定年月日時　平成21年10月14日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年12月９日まで
盛岡地方裁判所第２民事部